

四條畷市ブランドメッセージロゴマーク 取扱いマニュアル



2019年4月 四條畷市

はじめに

四條畷市では、市民の皆さんに四條畷市のことをもっと好きになってもらい、また、市外の人にもっと四條畷市を知ってもらうために、市の魅力を表したブランドメッセージとして「**しぜんたい、しぜんたい。**」という言葉を作成しました。

「**しぜんたい、しぜんたい。**」は、まちと自然、人と人とがほどよい距離で、自分らしくのびのびと暮らせるまちとして、「市全体」が「自然体」であることを表現しています。

このブランドメッセージを効果的に発信していくために、皆さんの投票で四條畷市ブランドメッセージロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を決定しました。

「**しぜんたい、しぜんたい。**」を合言葉に、ロゴマークを使って四條畷市の魅力をアピールしましょう！

ロゴマークに関する基本的な考え方

- 1 使用料は**無料**です。
- 2 市だけでなく、市民や法人・団体の皆さまも使えます。
- 3 原則、**申請は不要**です。（営利目的の場合などを除きます。）

ただし、ブランドメッセージロゴマークの使用にあたっては条件などがありますので、必ず以下の内容を確認のうえ、使用してください。

また、取扱いに関する詳細は、「四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用取扱要領」（以下「取扱要領」といいます。）、「四條畷市ブランドメッセージロゴマークデザインガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を確認してください。

使用方法の例

学校	ポスター、プリント、ホームページ
町会・自治会など	ポスター、回覧板
商店・店舗	ポスター、チラシ、包装紙、看板
企業	名刺、ポスター、ホームページ

商品（※要申請）	Tシャツ、文房具、シール
個人	手紙・はがき、メール、SNS

他にも、さまざまな使い方ができます。ルールの範囲内で自由に使用してください。

ロゴマークの取扱い

1 ロゴマークのデータ

四條畷市ホームページより画像データ（png ファイル）をダウンロードして使用してください。ai（Adobe Illustrator）ファイルが必要な方は四條畷市役所魅力創造室まで問い合わせてください。

2 ロゴマークのガイドライン

- ・最小サイズや余白の指定
- ・カラーの指定
- ・比率の指定

など、基本的なルールを記載しています。ロゴマークを使用するときは、このガイドラインを遵守してください。

3 申請が不要になる場合

以下の項目に該当する場合は、申請不要でロゴマークを使用できます。

- （1）国または地方公共団体が使用するとき。
- （2）学校等が使用するとき。
- （3）報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- （4）個人、法人、団体等が非営利目的で情報発信等に使用するとき。
- （5）その他、市長が使用を適当と認めるとき。

4 使用できない場合

- （1）法令及び公序良俗に反する、または反するおそれがあるとき。
- （2）政治、思想もしくは宗教の活動に使用、または使用するおそれがあるとき。
- （3）不当な利益を得るために使用、または使用するおそれがあるとき。
- （4）自己の商標、意匠等として独占的に使用、または使用するおそれがあるとき。
- （5）四條畷市の品位を傷つける、または傷つけるおそれがあるとき。
- （6）ガイドラインに基づいて使用しない、または使用しないおそれがあるとき。
- （7）その他、市長が使用について不適切であると認めたとき。

営利目的で使用する場合の申請手続き

四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用承認申請書により、事前に使用申請を行ってください。申請書は市ホームページでダウンロードできます。

使用期間は原則として1年で、期間満了後は再度申請する必要があります。

その他の注意事項等

- ・ロゴマークに関する著作権は市に帰属します。
- ・取扱要領に違反したときや、不正な手段により使用の承認を受けたとき等にはロゴマークの使用ができなくなる場合があります。
- ・ロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、市は一切関知しません。また、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません。

問い合わせ先

四條畷市 総合政策部 魅力創造室

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話 072-877-2121 / 0743-71-0330

メール miryoku@city.shijonawate.lg.jp